

学校給食費の公会計化・手続きに関するQ & A

<目次>

1. 公会計化について…… P 2
2. 学校給食申込書について…… P 3
3. 口座振替について…… P 4
4. 書類の記載方法について…… P 6
5. 令和6年度以降の学校給食費・支払いについて…… P 7
6. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(スポ振)の保護者負担金・学校徴収金等について…… P 9

※このQ & Aは、令和5年度中の手続き等に関する項目をまとめたものです。令和6年度以降の学校給食費の支払い方法等の詳細については、令和6年度に更新予定です。

1. 公会計化について

Q1-1 学校給食費公会計化の目的は何ですか？

主な目的は、以下のとおりです。

- ・口座振替の際に市指定の複数金融機関から選択できるようにし利便性を向上すること。
- ・学校給食費を市の予算に計上することで会計の透明性を高めること。
- ・市が学校給食費を徴収することで学校現場の事務負担を軽減すること。

Q1-2 保護者にとっては何か変わりますか？

学校給食費の支払先が学校からさいたま市に変わります。それに伴い、これまで学校指定の金融機関からしか口座引き落としできませんでしたでしたが、選べる口座が増えます。また、学校給食費、日本スポーツ振興センター保護者負担金の口座振替手数料は市の負担になります。

Q1-3 公会計化とは、学校給食費が無料になるということですか？

学校給食費の公会計化とは、学校給食費を市の歳入予算・歳出予算に計上し、議会の承認を経たうえで、市長が徴収・管理していくという方法です。無償化とは別になります。

Q1-4 公会計化によって学校給食費の値上がりはしますか？

現在学校給食費は食材費のみを保護者様に負担頂いておりますので、公会計化することによって学校給食費が値上がりすることはありません。ただし、物価高騰など社会情勢等によっては学校給食費を値上げする可能性があります。その場合は別途お知らせいたします。

Q1-5 公会計化によって学校で提供する学校給食の内容に何か変更はありますか？

提供内容は変わらず、これまで同様に自校給食を継続します。

2. 学校給食申込書について

Q2-1 学校給食申込書は毎年提出するのですか？

申込書はお子様が生立学校在学中有効ですので、毎年提出する必要はありません。

ただし、令和6年度以降に連続6日以上の欠食や食物アレルギー等の事情により継続して学校給食の提供を停止する場合、事由の生じる日の6日前(土日祝年末年始を除きます。)までに学校給食喫食内容変更届の提出が必要になります。変更届は学校で取得又は市ホームページから印刷してください。

Q2-2 食物アレルギーが原因で家から弁当を持参しており、一切給食を食べていません。学校給食申込書の提出は必要ですか？

提出の必要はありません。食物アレルギーが改善し、学校給食を申し込むことが決まり次第、お早めに学校にご相談ください。

Q2-3 食物アレルギー等により、学校給食の一部を停止(代替食や除去食対応)している場合、

①学校給食申込書の提出は必要ですか？②別途必要な提出書類はありますか？

- ① 学校給食申込書の提出は必要です。
- ② 令和6年度以降は申込書の他に、牛乳を停止又は牛乳のみを提供とする場合は「学校給食喫食内容変更届」を事由の生じる日の6日前(土日祝年末年始を除きます。)までに提出して頂く必要があります。令和5年度時点で学校給食の一部を停止している児童生徒の保護者の方には、学校を通じて別途通知をお渡ししますので、そちらをご確認ください。

Q2-4 来年度私立中学に進学予定、又は来年度市外の学校へ転校予定の場合はどうすれば良いですか？

学校給食申込書の提出、口座振替申込は不要です。ただし、さいたま市立学校への進学・転校に変更となった場合は速やかに学校給食申込書の提出と口座振替申込をお願いします。

3. 口座振替申込について

Q3-1 口座振替申込は、既に学校に届け出ている口座を登録しなければいけませんか？

必ずしも一致する必要はありません。お子様名義の口座を登録いただくことも可能ですが、保護者様の給与口座等、残高不足になりにくい口座の登録にご協力をお願いします。

Q3-2 市立学校在学中の子供が二人以上いる場合、給食申込・口座振替申込はどうすれば良いですか？

お子様それぞれで学校給食申込と口座振替申込が必要となります。なお、兄弟姉妹で同一の振替口座を設定することは可能です。

Q3-3 小学生の子の中学校進学時や、さいたま市立学校間で転校した際には再度口座申込は必要ですか？

さいたま市立学校に進学、転校する場合は再度の口座申込は不要です。今回申し込んで頂く口座から継続で引き落としとなります。変更を希望する場合は別途手続きが必要です。

Q3-4 今回登録する口座の引き落とし開始日はいつからですか？

令和6年6月末から引き落とし開始となります。残高管理にご注意ください。

Q3-5 口座振替申込の期限はいつですか？

学校より配られるお知らせに記載の期限までに手続きをお願いいたします。それ以降でも手続き頂くことは可能ですが、申込時期によっては初回の引き落としに間に合わない可能性がありますので予めご了承ください。

なお、口座振替が開始されるまでの間に納付期限を迎えた学校給食費は、担当課が送付する納付書にてお支払いをお願いします。

Q3-6 就学援助(又は生活保護)を受けていますが、口座振替申込は必要ですか？

現在支援を受けている方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるように予め申込の手続きをお願いします。

Q3-7 Web 口座振替を申し込む際、学校給食費と日本スポーツ振興センター保護者負担金(スポ振)の2件をまとめて申込できますか？

Web 口座申込では、2件まとめての申込ができません。大変お手数ですが、学校給食費とスポ振はそれぞれ1件ずつ口座振替申込の手続きをお願いします。

(スポ振に加入されていない方：スポ振分の口座振替申込不要)

Q3-8 Web 口座振替申込の口座を、誤った情報で入力してしまいました。どうすればよいですか？

正しい情報で再度口座申込をお願いいたします。振替口座を変更したい場合も同様です。ただし、新しい情報が反映されるまでにある程度の期間を要することから、処理が完了するまでは先に申し込んで頂いた口座の情報から引き落とし処理をかける場合があります。口座振替不能となった際は、健康教育課学校給食係までお問い合わせください。

Q3-9 Web 口座振替対象の7金融機関の口座を所持していない場合はどうすれば良いですか？

可能であれば、Web 口座振替対象金融機関の口座開設をお願いいたします。開設が困難な場合は、紙の口座振替依頼書を使用することにより、市が指定する他の金融機関を選ぶことができます。通学先の学校から口座振替依頼書を受け取り、ご記入の上で10月11日(水)までに学校に提出してください。なお、申込には金融機関届出印の押印が必要となります。

口座振替依頼書対応金融機関(36行 令和5年度時点)

青木信用金庫	足利銀行	あすか信用組合	SMBC 信託銀行
SBI 新生銀行	川口信用金庫	きらぼし銀行	きらやか銀行
群馬銀行	埼玉縣信用金庫☆	さいたま農業協同組合	埼玉りそな銀行☆
城北信用金庫	常陽銀行	巣鴨信用金庫	大光銀行
第四北越銀行	中央労働金庫	東京信用金庫	東京スター銀行
東和銀行	栃木銀行	南彩農業協同組合	八十二銀行
飯能信用金庫	東日本銀行	福島銀行	みずほ銀行☆
みずほ信託銀行	三井住友銀行☆	三菱 UFJ 銀行	三菱 UFJ 信託銀行
武蔵野銀行☆	山形銀行	ゆうちょ銀行☆	りそな銀行☆

☆…web 口座申込対応金融機関(三井住友銀行は、SMBC ダイレクトをご利用の方のみ)

Q3-10 銀行口座を所持していません。どうすれば良いですか？

5 ページに記載の金融機関に保護者様又は児童生徒名義の口座を開設し、口座登録をお願いいたします。開設までに時間を要し、学校から配られたお知らせに記載されている申込期限を経過した場合でも手続きは可能です。口座開設後、遅くとも令和5年度中には登録手続きを済ませてください。

どうしても口座が開設できないという方は、納付書で納付をしていただくこととなります。

4. 書類の記載方法について

Q4-1 学校給食申込書を書き間違えました。どうすれば良いですか。

二重線で訂正し余白に正しい内容を記載してください。給食申込書の訂正に押印は不要です。※口座振替依頼書の書き損じの場合⇒Q4-4 参照

Q4-2 学校給食申込書を紛失(破損)しました。予備はもらえますか？

市ホームページから様式をダウンロードし印刷、又は学校に予備がないか確認をしてください。

Q4-3 保護者1名の場合、給食申込書の保護者欄はどう記入すれば良いですか？

保護者欄に1名様分の情報をご記入ください。

Q4-4 口座振替依頼書を書き間違えました。どうすれば良いですか？

二重線で訂正し金融機関届出印を押印して修正してください。

Q4-5 口座振替依頼書を紛失(破損)しました。予備はもらえますか？

各学校又は健康教育課に予備がありますのでお申し出ください。

Q4-6 印鑑レスの口座の場合、口座振替依頼書の届出印欄はどうすれば良いですか？

各金融機関のホームページ等を確認頂き、指示に従って対応してください。

Q4-7 届出印がわからなくなりました。どうすれば良いですか？

印鑑不一致の場合、口座振替申込できません。印鑑紛失の場合は金融機関にご相談ください。印鑑を複数種類押印する場合は、印鑑同士が重ならないように注意して鮮明に押印してください。

Q4-8 口座振替依頼書は金融機関に直接持ち込んでも良いですか？

令和5年度中は金融機関窓口の受け取りは対応していません。必ず通学先の学校経由で提出してください。

Q4-9 口座振替依頼書の開始年月はいつで記入すればよいですか。

令和5年度中の申込については、「2024年6月」開始としてください。それ以降につきましては、提出頂いてから約2カ月後に口座引落開始となります。提出日によって希望月からの開始が間に合わない可能性がありますのでご注意ください。空欄で提出頂いた場合については、令和6年6月以降で処理が済み次第の開始となります。

5. 令和6年度以降の学校給食費・支払い方法について

Q5-1 令和6年度以降、長期の欠席によって学校給食を食べなかった場合、学校給食費の請求額はどうなりますか？

学校給食を実施する日において連続して6日以上学校給食を欠食する場合は、事由が生じる日の6日前(土日祝年末年始は除きます。)までに、学校給食喫食内容変更届を通学する学校に提出してください。欠食した食数に応じて学校給食費を調整します。なお、提出が遅れた場合は、欠食した場合であっても学校給食費を納付頂くこととなりますので、あらかじめご了承ください。

Q5-2 学校給食費が返金になることはありますか？

以下の場合、3月末日引き落とし分の学校給食費を調整し、精算を行います。

- ・学校給食を実施する日において連続して6日以上学校給食を欠食する場合
(Q5-1のとおり、期日までに届出が必要です。)
- ・災害や学級閉鎖などにより学校給食を実施しなかった場合

Q5-3 一年分の学校給食費を一括で引き落としすることは可能ですか？

現段階では一括の引き落としは実施する予定はありません。各納付期限日ごとにおける引き落としとなります。

Q5-4 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替は可能ですか？②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

- ① 再振替は実施しません。健康教育課学校給食係に連絡し、納付書の発行手続きをお願いします。納付書で金融機関窓口やコンビニエンスストアにてお支払いができます。
- ② 令和6年4月以降は学校で学校給食費・スポ振保護者負担金のお預かりはいたしません。①と同様に納付書をご利用ください。

Q5-5 口座振替未登録で納付書払いの場合、納付書はどこで入手すれば良いですか。

口座登録されていない方に対しては、各納期月の15日前後に納付書を発送します。納付書紛失や口座振替不能分については、健康教育課学校給食係までご連絡頂ければ納付書を再発行しお送りいたします。

Q5-6 学校給食費用の納付書はどこで使えますか？

さいたま市の指定金融機関、市内の各区役所派出所、市民の窓口のほか、コンビニエンスストアやスマホ決済、ペイジー納付に対応しています。振込手数料はかかりません。なお、納付書に記載の期限を経過した場合、コンビニやスマホ決済での納付が対応できない場合がありますので、必ず記載の期限までに納付してください。

Q5-7 口座振替不能又は納付期限までに納付ができなかった場合、何か通知はできますか？

納付期限までに納付が確認できなかった場合、納付期限経過から約1カ月程度で督促状が郵送されます。督促状には納付書が付属しておりますので、届いた際は督促状に記載の指定納付期限までに支払いをお願いいたします。

Q5-8 学校給食費の未払いが続いた場合はどうなりますか？

納期限までにお支払いが確認できない場合は督促状や催告書の発送、市職員からの電話での催告、ご自宅の訪問をさせていただく場合がございます。それでもなお滞納が続く場合、裁判所を通じた法的手続きを執らせて頂く可能性があります。

Q5-9 経済的にどうしても学校給食費の支払いが困難な場合はどうすればよいですか？

支払いが困難な事情がある方は健康教育課学校給食係までご相談ください。また、支給要件に該当すれば就学援助を受けられる場合があります。就学援助の認定を受けた場合、認定後の学校給食費は就学援助費から支払われますので、通学先の学校か、教育委員会学事課(TEL 048-829-1647)にご相談ください。

6. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(スポ振)の保護者負担金、 学校徴収金等について

Q6-1 スポ振にも学校給食費のように加入の申込書はありますか？

令和5年度時点での在校生の方々には、学校給食費の申込書とは別に学校経由でスポ振加入の同意書が配布されます。詳細については学校からのお知らせをご確認ください。なお、スポ振の加入に関するお問い合わせ先は健康教育課保健係、口座振替などの支払いに関するお問い合わせ先は健康教育課学校給食係です。

Q6-2 スポ振に加入する予定はありませんが、学校給食費と同時に口座申込されてしまうのですか？

スポ振に加入予定のない方については、口座振替依頼書は「さいたま市学校給食費」のみの申込と読み替えてください。加入されない場合は、口座からスポ振の保護者負担金が引き落とされることはありません。

Q6-3 今回登録した口座に、スポ振の給付金が振り込まれるのですか？

申込いただいた口座は共済掛金の支払いのみに使用する口座です。給付金の入金口座ではありません。給付金の受け取り方法については学校に確認してください。

Q6-4 学校徴収金(教材費等)の口座引き落としはどうなりますか？

在校生は現在登録している口座からの引き落としが継続されます。学校徴収金の口座振替の変更がある場合は各学校にご相談ください。新入生は学校給食費とは別に口座振替申込の手続きが必要です。

さいたま市 教育委員会事務局 健康教育課

○学校給食費の公会計化、

スポ振保護者負担金の支払いに関するお問い合わせ先

学校給食係(公会計担当)

TEL 048-829-1591

FAX 048-829-1990

○スポ振の加入申込に関するお問い合わせ先

保健係

TEL 048-829-1678

FAX 048-829-1990